

令和6年度 福井県動物取扱責任者研修実施要領

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条の規定により登録を受けた第一種動物取扱業者が、法第22条に基づき選任した動物取扱責任者に受けさせなければならない研修（福井県が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識および能力に関する研修。以下同じ。）について、次のとおり定める。

1 研修受講対象者

動物愛護管理法第11条第1項に規定する第一種動物取扱業者登録簿に登録されている福井市を含む県内の業者のうち下記に該当する業者の動物取扱責任者。なお、通知は全業者へ行い、非対象受講希望業者の受講を妨げるものではない。

- ・令和5年12月1日から令和6年11月30日の期間で新規で登録を行った第一種動物取扱業者
- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日に登録の有効期間の末日を迎える第一種動物取扱業者
- ・令和5年度の動物取扱責任者研修会以降に動物取扱責任者を変更した第一種動物取扱業者

2 福井県内の研修日程等について

担当健康福祉センター (保健所)	開催日 (いずれも 令和7年)	会場	会場定員
福井健康福祉センター (福井保健所)	① <u>3/4(火)</u> 14:00～15:30	福井健康福祉センター 3階 大会議室 (福井市西木田2丁目8-8)	30名
	② <u>3/5(水)</u> 10:00～11:30		30名
坂井健康福祉センター (坂井保健所)	① <u>2/27(木)</u> 14:00～15:30	坂井健康福祉センター 1階 小会議室 (あわら市春宮2-21-17)	4名
奥越健康福祉センター (奥越保健所)	① <u>3/19(水)</u> 14:00～15:30	奥越健康福祉センター 2階 大会議室 (大野市天神町1-1)	20名
丹南健康福祉センター (丹南保健所)	① <u>2/26(水)</u> 10:00～11:30	丹南健康福祉センター 2階 大会議室 (鯖江市水落町1-2-25)	25名
	② <u>3/5(水)</u> 10:00～11:30		25名
	③ <u>3/5(水)</u> 14:00～15:30		25名
二州健康福祉センター (二州保健所)	① <u>3/5(水)</u> 14:00～15:30	二州健康福祉センター 2階 講堂 (敦賀市開町6-5)	20名
若狭健康福祉センター (若狭保健所)	① <u>3/7(金)</u> 14:00～15:30	若狭健康福祉センター 2階 大会議室 (小浜市四谷町3-10)	20名

3 研修内容

講師	内容	講義時間
福井県職員 (各健康福祉センター等)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物関連の法令について ・その他動物に関すること 	1.5時間

※本研修内容を全て修了した者に対し、受講済証を交付する。

4 研修の申請手続きについて

(1) 申請方法

- ・第一種動物取扱業者は、事業所ごとに選任した動物取扱責任者1人につき1枚の申請書(別紙1)に必要事項を記載し、(3)の手数料を添えて、取扱業の登録を受けた健康福祉センター(保健所)あて(※福井市内の第一種動物取扱業者は福井健康福祉センターあて)申請を行うものとする。
- ・原則として、登録を受けた健康福祉センターが実施する(※福井市内の第一種動物取扱業者については福井健康福祉センターが実施する)研修を受講するものとする。しかし、都合等により他会場での研修の受講を希望する場合は、登録を受けた健康福祉センターに事前に相談し、当該健康福祉センターを通じて希望会場を担当する健康福祉センターの了解を得るものとする。
- ・県外の第一種動物取扱業者は、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課あて申請を行うものとする。なお、申請の際は、上記申請書等のほか、登録を証する書面を添付するものとする。
- ・申請後に交付される令和6年度動物取扱責任者研修受講票^{*}(別紙2)を大切に保管し、研修当日に当該受講票を会場に持参して、健康福祉センター担当者に提示するものとする。(※県外の第一種動物取扱業者に対しては、医薬食品・衛生課より郵送するものとする。)

(2) 申請期間(県内健康福祉センター共通)

- ・令和7年1月20日(月)～2月3日(月)(開庁時間8:30～17:15、土日祝日除く。)

(3) 申請手数料

- ・1名につき2,200円
- ・当該手数料に相当する額の福井県収入証紙を申請書に貼付するか(この場合、受講者は消印をしないこと)、申請窓口でキャッシュレス決済でお支払い後レシートを貼付するかまたは手数料納付システム(右記QRコード参照)により納付することとする。なお、県外在住者は、郵便為替によることができる。
- ・申請書受理後の手数料の返還には応じない。



←手数料納付システム

(4) 申請先および連絡先

申請先	連絡先
福井健康福祉センター環境衛生課 (福井市西木田2丁目8-8 2階)	TEL : 0776-36-1119 E-mail : f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
坂井健康福祉センター環境衛生課 (あわら市春宮2丁目21-17)	TEL : 0776-73-0601 E-mail : s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
奥越健康福祉センター環境衛生課 (大野市天神町1-1)	TEL : 0779-66-2076 E-mail : o-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
丹南健康福祉センター生活衛生課 (鯖江市水落町1丁目2-25)	TEL : 0778-51-0034 E-mail : t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
二州健康福祉センター生活衛生課 (敦賀市開町6-5)	TEL : 0770-22-3747 E-mail : n-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
若狭健康福祉センター環境衛生課 (小浜市四谷町3-10)	TEL : 0770-52-1300 E-mail : w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
医薬食品・衛生課 食品安全グループ (福井市大手3丁目17-1 福井県庁5階)	TEL : 0776-20-0354 E-mail : iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp

5 その他

- ・受講指定日に受講できなかった場合、またはカリキュラムを全て修了できなかった場合には、登録を受けた健康福祉センターと相談の上、他会場での受講等により必ず受講すること。
- ・令和6年度の動物取扱責任者研修を他自治体で受講させた、または受講させる予定である第一種動物取扱業者は、令和7年3月31日(月)までに研修受講を証する書面の写しを、登録を受けた健康福祉センターに提出すること。